

高知県環境影響評価条例の一部改正について

1. 環境アセスメントとは

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全について適正な配慮をするための制度である。

2. 改正内容

法改正内容	条例改正内容
<p>①方法書要約書の作成と方法書説明会開催の義務化</p> <p>方法書の実態として、分量が多く、内容も専門的で一般的に理解が困難な状況であったため、準備書段階と同様に、要約書作成と住民説明会開催を義務化する。</p>	<p>法と同様に、条例においても改正する。</p>
<p>②電子縦覧の義務化</p> <p>電子化が進展したことを踏まえ、事業者はアセス図書（方法書・準備書・評価書）について縦覧に供するとともに、インターネット等による公表を義務化する。</p>	<p>法と同様に、条例においても改正する。</p>
<p>③対象事業に風力発電事業を追加（施行令の改正）</p> <p>風力発電所の導入量は年々増加しており、騒音等の被害報告もあり、早い段階で環境影響を把握し、住民の理解を得ることが必要であるため対象事業に追加。</p> <p>（対象規模） 第1種事業^{※1}：1万kW以上 第2種事業^{※2}：7,500kW以上1万kW未満</p>	<p>③対象事業に風力発電事業を追加（施行規則の改正）</p> <p>本県は自然が豊かな県であるが、近年では、風力発電所の総出力が大型化傾向にあり、土地の改変等による希少動植物への影響、稜線上など見通しの良い場所に設置されるため景観への影響の恐れ等があることから、条例においても対象事業に追加する。</p> <p>（対象規模） 第1種事業^{※1}：1万kW以上 第2種事業^{※2}：5,000kW以上1万kW未満</p>

※1 「第1種事業」：規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもので、必ず環境影響評価を実施する事業

※2 「第2種事業」：第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価が必要かどうかを個別に判定する事業